

## 日本ロボット学会の著作物の著作権帰属と著作物利用許諾について (Comment about copyright for articles of RSJ and permission for their utilization)

- 1) 日本ロボット学会が発刊する日本ロボット学会誌の投稿論文、解説記事及び一般記事等や、また不定期刊行される単行本（著作者が明示される）等の編集著作物に収録される個々の原著作物は、「一般社団法人日本ロボット学会著作権規程」の第3条第4項に定める原著作物に該当し、当該原著作物の著作権は著作者に帰属します。
- 2) 一般社団法人日本ロボット学会著作権規程第3条第4項の定めに従い、著作者は本学会に対し、本学会による原著作物の利用を許諾頂くものとし、本学会はそれを条件に刊行物に該当原著作物の掲載を行います。
- 3) 本学会が第三者から刊行物の複写利用等の許諾申請を受けた場合（この場合、第三者は、刊行物の編集著作物に関する利用許諾を本学会から取り付け、それに加えて原著作物に関する利用許諾を著作者からも許諾を取り付ける必要があります。）、及び本学会自らが「日本ロボット学会誌」以外に原著作物を利用する場合（電子媒体による利用を含む）、著作者は、これらに関する原著作物の利用を本学会に許諾するものとします。また、これにより本学会が著作物使用料等を得た場合は、本学会の運営費に充当することを認めるものとします。
- 4) 原著作物の著作権は著作者のみに帰属しており、著作者は著作権者として自由に利用できます。
- 5) 論文などの投稿著作物に付随する投稿動画は上記原著作物に含まれており、かつ編集著作物ではないので、著作者は著作権者として自由に利用できます。
- 6) 著作者が論文の記述、図、表等に、他人の著作物を利用あるいは引用する場合、著作権を侵害しないための必要な処置は著作者の責任において行うものとし、本学会は一切の責任を負いません。
- 7) 投稿される論文は、過去に公開されたことがなく、他の雑誌等に掲載の予定がないことは、著作者の責任において保証するものとし、二重投稿などの問題の発生に対して本学会は一切の責任を負いません。

以 上